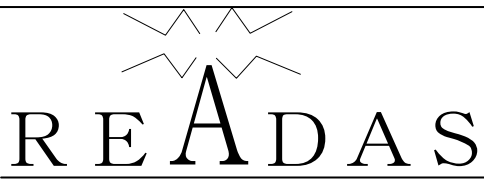


第 5676 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 3月23日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 他人の建物に内部造作を行った場合

Q：他人の建物に内部造作を行った場合、減価償却はどのようになりますか？

A：平成19年4月1日以後に取得をしたものについては、定額法によりその計算を行うこととなります。この場合の耐用年数は、耐用年数の適用等に関する取扱通達1-1-3(他人の建物に対する造作の耐用年数)により合理的に見積もった年数によることとなります。

【解説】

法人税法では、減価償却資産は限定列举されており、他人の建物について行った内部造作についても、そのいずれかに分類されることとなります。この場合、それがいずれの減価償却資産に当たるのかについての明確な規定はありませんが、自己の建物について行った内部造作については、その建物の耐用年数を適用する取扱いの考え方からすれば、他人の建物について行った内部造作についても、建物附属設備に該当するものを除き、建物に含まれることと解するのが相当と考えられます。

したがって、他人の建物に行った内部造作のうち建物附属設備に該当しないものについては、減価償却の償却方法について定めた法人税法の規定が適用されることとなりますので、その内部造作が平成19年4月1日以後に取得されたものである場合にはその償却の方法は定額法によりその計算を行います。

